

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱に基づき実施する滋賀県障害者就労移行強化モデル事業は、就労継続支援B型事業所を利用する障害者が、その能力に応じて就労移行支援事業所への移行することを促進することで、一般就労に向けたステップアップを図り、自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市町とする。

(事業内容)

第3条 市町は、次の事業を実施するものとする。

(1)就労移行機能強化加算

障害者がその時々能力に応じて、一般就労に向けたステップアップを図るため、就労継続支援B型事業所の利用者が、就労移行支援事業所に移行した場合に、利用者のいた就労継続支援B型事業所および利用者を受け入れた当該就労移行支援事業所に対して就労移行機能強化加算を算定する。(別記記載)

(2)就労移行機能強化のための事例収集

就労移行機能強化加算の算定された就労継続支援B型事業所および就労移行支援事業所より、当該利用者に対する支援過程や事業所移行の要因などの報告書を提出させ、就労移行機能の強化のための事例収集を行う。

(事業の実施方法)

第4条 事業の円滑な実施を図るため、事業者は市町に対して補助金を請求し、受領するものとする。

県は、事業者への補助金の交付が円滑に行われるよう、制度の周知等必要な調整を行うものとする。

(費用の支弁)

第5条 事業の実施に要する費用は、市町が支弁するものとする。

(経費の補助)

第6条 県は、別に定めるところにより市町に対して補助するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別記)

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業の内容

1. 事業内容

(1) 就労移行機能強化加算

次に掲げる要件を満たす事業所に対して、加算を行う。

(対象事業所等)

一般就労に向けたステップアップとして、利用者を就労移行支援事業所に移行させた就労継続支援B型事業所および就労継続支援B型事業所を利用していた当該利用者を受け入れた就労移行支援事業所（就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所が同一法人の運営の場合を除く）のうち支援過程や事業所移行の要因などの報告書の提出のあった事業所。

(補助の内容)

市町が必要と認めた額を「就労移行機能強化加算」として補助等する。

2. 留意事項

(1) 本事業の加算については、事業者に対する補助等であることから、利用者の定率負担は生じないものとする。

(2) 対象事業所の認定にあたっては、市町により障害保健福祉圏域で設置する地域自立支援協議会等の意見を求めるものとする。

(3) 本事業における事業所からの支援過程等の報告書をもとに効果的な支援方法、訓練内容、職業評価技法などを地域自立支援協議会等で検証することにより、地域の関係機関の支援のつながりの構築や研修等に活かすこととする。

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、滋賀障害者就労移行強化モデル事業実施要綱に基づく事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第3条に規定する事業を実施する市町とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、市町に対する補助金については、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、別記様式1により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後において、事業の変更等により追加交付申請等が必要になった場合には、別記様式2により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 この補助金の実績報告は、事業完了後30日以内に別記様式3により知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第6条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第7条 規則およびこの要綱の規定により提出する書類は、知事が別に定める日までに県健康

医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
就労移行機能 強化加算	<ul style="list-style-type: none">就労継続支援B型事業所 就労移行支援事業所へ移行した利用者1名につき100千円就労移行支援事業所 就労継続支援B型事業所から受け入れた利用者1名につき100千円ただし過去に本事業の対象者であった利用者は除く	事業所の運営に必要な次の経費に対する負担金補助及び交付金、扶助費等 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（光熱水費、燃料費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、手数料費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1 / 2

別記様式1（第4条第1項）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

あて

市町長 印

平成 年度滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金交付申請書

標記事業の補助金を下記により交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金 所要額調書・事業計画書（別紙1-1）
- (2) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金所要額調書

市町名：

	総事業費 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	県費補助基本 額 F	県費補助所要 額 G
就労移行機能強化加算【就労継続支援B型】			0			0	0
就労移行機能強化加算【就労移行支援】			0			0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(注)1 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

2 F欄には、C欄、D欄およびE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

3 G欄には、F欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金 事業計画書

単位:円

項目	事業概要 (対象人数等)	総事業費				
就労移行機能強化加算【就労継続支援B型】	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1093 384 1245 416">対象事業所</td> <td data-bbox="1391 384 1451 416">か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 459 1211 491">加算人数</td> <td data-bbox="1391 459 1420 491">人</td> </tr> </table>	対象事業所	か所	加算人数	人	
対象事業所	か所					
加算人数	人					
就労移行機能強化加算【就労移行支援】	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1093 533 1245 564">対象事業所</td> <td data-bbox="1391 533 1451 564">か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 608 1211 639">加算人数</td> <td data-bbox="1391 608 1420 639">人</td> </tr> </table>	対象事業所	か所	加算人数	人	
対象事業所	か所					
加算人数	人					

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 へ

市町長 印

平成 年度滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金変更交付申請書

平成 年(年) 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、補助金額に変更を生じたので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更交付申請額

- | | | | |
|-------------|---|---|----------|
| (1) 変更交付申請額 | 金 | 円 | (調書 G) |
| (2) 既交付決定額 | 金 | 円 | (調書 H) |
| (3) 差 引 額 | 金 | 円 | (調書 I) |

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金 所要額変更調書・事業変更計画書
(別紙変2)
- (2) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金所要額変更調書

市町名：

	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	県費補助基本 額 F	県費補助所要 額 G	既交付決定額 H	差引額 I (G-H)
就労移行機能強化加算 【就労継続支援B型】			0			0	0		0
就労移行機能強化加算 【就労移行支援】			0			0	0		0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

2 F欄には、C欄、D欄およびE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

3 G欄には、F欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。(種目別に1,000円未満を切り捨てる。)

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金 事業変更計画書

単位：円

項目	事業概要 (対象人数等)	総事業費
就労移行機能強化加算【就労継続支援B型】	対象事業所 箇所 加算人数 人	
就労移行機能強化加算【就労移行支援】	対象事業所 箇所 加算人数 人	

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 あて

市町長 印

平成 年度滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金実績報告書

平成 年(年) 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績額

- | | | | |
|---------------|---|---|----------|
| (1) 実 績 額 | 金 | 円 | (調書 G) |
| (2) 交 付 決 定 額 | 金 | 円 | (調書 H) |
| (3) 差 引 額 | 金 | 円 | (調書 J) |

2 添付書類

- (1) 滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金 精算書・実績報告書 (別紙実3)
- (2) 事業に係る歳入歳出決算書 (または見込書) 抄本

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金精算書

市町名：

	総事業費 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	県費補助基本 額 F	県費補助所要 額 G	既交付決定額 H	差引額 I (G-H)	差引額 J(H-G)
就労移行機能強化加算 【就労継続支援B型】			0			0	0		0	0
就労移行機能強化加算 【就労移行支援】			0			0	0		0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)1 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

2 F欄には、C欄、D欄およびE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

3 G欄には、F欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。(種目別に1,000円未満を切り捨てる。)

滋賀県障害者就労移行強化モデル事業費補助金 実績報告書

単位：円

項目	事業概要 (対象人数等)	総事業費
就労移行機能強化加算【就労継続支援B型】	対象事業所 か所 加算人数 人	
就労移行機能強化加算【就労移行支援】	対象事業所 か所 加算人数 人	

